

“税務調査 対応のポイント”解説

1、予告のない来院や、都合の悪い日の調査は断りましょう。

任意調査では、事前通知がない場合、無条件に調査を受けなければならない義務はありません。公共性、緊急性が要求される医師の場合には特にその都合が優先されるべきです。「ほんの10分ですから」という言葉にずるずる引き込まれてはなりません。予告なしの調査はあくまでも税務署の都合（狙い）です。

【判例】「税務調査は営業や私生活の平穏を乱すものであるから、税務職員は事前通知したうえ調査するのが当然である」
〔東京地裁（昭和43年1月31日）〕

2、税務署員が来たら、必ず身分証明書・検査章の提示を求めましょう。調査理由を確かめ、問題点を明らかにしましょう。

「どこの課の誰か」を確かめることは署員と対等に應對し冷静に調査を受ける第一歩です。遠慮せず名前を控えておくことが大切です。

・**所得税法第236条**「質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない」

任意調査は、「される」のではなく「させる」のが基本です。署員は言葉巧みに調査範囲を広げてきます。署員の質問に「返答させられる」のではなく、「なぜ調査するのか」、「何を調べたいのか」納得いくまで説明を求めることが大切です。税務調査については「必要があるときは…」と明確に規定されており、その理由を確かめることは当然です。

【判例】「反面調査、自宅調査のいずれにおいても、その調査にあたっては調査の相手が要求する限り調査理由を明示すべきである。……それゆえ、被調査者は、調査理由の開示（合理的必要性の開示）がない場合には、その調査を拒みうる」
〔静岡地裁（昭和47年2月9日）〕

3、捜査令状のない調査はすべて任意調査です。

税務調査には任意調査と強制調査の2種類があります。ただし、任意調査でも受忍義務があるため調査拒否はできません。

任意調査は、まず第一に何をすることも、必ず納税者の「承諾」が必要です。第二に納税者のプライバシーに踏み入ることはできません。

例えば、個人の家計簿や個人の預金などは調査できません。あくまでも事業に関するものに限られます。「特別調査」といっても令状のないものは任意調査です。

強制調査は、調査査察部の査察官が「捜査押収令状」を持ってくる調査で、一方的に行われ、日時、場所を選びません。脱税額が多額かつ悪質なものが対象となります。

・**所得税法第234条**「国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類……その他の物件を検査することができる。一 納税義務がある者、納税義務があると認められる者(以下略)」

4、メモや録音をして、調査内容を確認して対応しましょう。

メモや録音をすることは違法ではありません。調査内容を検討することは必要ですし、診療妨害などの不当な調査をチェックするためにもぜひ用意したいものです。

5、質問には、その場で即答する必要はありません。あいまいな答弁は誤解を招きます。

署員の質問に「とにかく返答せねば」と圧力に押されるのではなく、「後日調べてみます」との余裕ある応答が大切です。またこのような時、証憑資料（コピーを含む）を持ち帰らせてはなりません。

6、署員からの「帳簿・領収書などを持ち帰りたい」という申し出には注意しましょう。

署員が帳簿書類等を持ち帰る権限は認められていません。拒否することは合法であり、納税者の同意なく持ち帰ることはできません。これに協力してしまうと、取引先等に反面調査されることがあります。歯科では自費の技工伝票のみチェックし、取引先の技工所に反面調査に入ることがよくあります。問題がないと思っても、その場で対応しましょう。

7、カルテは患者との信頼関係の基本です。任意調査のもとではカルテ提示の義務はありません。

最近の調査の特徴は「カルテ提示の強要」です。署員は「カルテを見る権限がある。国家公務員の守秘義務があり、秘密は漏らさない」と言い切ります。しかし、まず第一に、医師には「カルテの守秘義務」があります（刑法第134条、医療法第25条、刑事訴訟法第105条）。従って署員がカルテを見せろと強要することは刑法違反です。

第二に、カルテは調査の対象外です。患者の病状などを記録した診療録です。患者の人権、医の倫理からも見せるべきものではありません。

万一、署員が患者の資料を求めてきた場合は、カルテを署員に見せず先生が見て返答すべきです。

・**刑法第134条**「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。（以下略）」

・**刑事訴訟法第105条**「医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在った者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。（以下略）」

8、家族・従業員や取引先・銀行・技工所等への反面調査には、強く抗議しましょう。

家族・従業員など納税者でない者は調査を受ける義務はありません。事前の承諾もない反面調査は取引先等に不信感を与え、その後の取引にも影響しかねません。事前取引先への調査依頼があった場合は、断りましょう。反面調査には厳重に抗議しましょう。

9、診療室や私室に入ったり、机の引出し、ロッカー等を勝手に調べるのは不法です。強く断りましょう。

資料調査だとして、診療室や私室に入ろうとすることがよくあります。納税者が黙っていれば調査を認めたこととなります。

「税務調査ではどんな権限もあるんだ」という署員の態度と、「怒らせるとかえって面倒になる」との納税者（医師）の考えが、応々にして納税者の権利を侵す事例を作り出しています。調査では署員の言動を監視し、職権濫用を厳しくチェックしましょう。

10、調査には必ず立会人をおいて対応しましょう。終わってから立会人・家族を含めて反省会を開きましょう。

相手は調査のプロです。立会人をおくことは調査の基本です。署員の中には、第三者が立会うことは「税理士法に違反する」として、立会いを拒否しようとする。しかし、立会いは何ら違法ではありません。納税者が求めれば立会人も同席できます。信頼できる税理士または協会にご相談ください（協会では事務局員の事前相談、当日の立会いを無料で行っています）。